

## 平成26年度 第5回千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時  
平成26年11月21日（金） 午後2時50分から午後4時55分まで
- 2 場 所  
船橋市南部清掃工場管理棟3階会議室
- 3 出席者  
委 員：吉門委員長、齋藤副委員長  
石川委員、前田委員、工藤委員、坂本委員、野村委員、村上委員、  
松藺委員、宮脇（健）委員  
事務局：環境生活部 矢沢次長  
環境政策課 山崎課長、森副課長、山縣班長、伊藤主査、小島副主査、  
倉持副主査、宮澤副主査  
事業者：船橋市  
傍聴人：なし
- 4 議題  
(1) 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書について  
(2) その他
- 5 結果概要  
事務局から船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書手続きの状況等について説明を行い、事業者から準備書の概要と前回委員会以降に委員から寄せられた質疑等への事業者見解について説明が行われた。  
各説明等と質疑応答の内容については別紙のとおり。

### [資料]

- 資料1 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書の概要
- 資料3 船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者見解

## 【別紙】

### 1 開会挨拶（矢沢環境生活部次長）

先ほどは、船橋市南部清掃工場建替事業に係る計画地及び周辺環境等の現地確認をしていただき、有難うございました。

本日審議いただく案件は、前回に引き続き、船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書についてです。

準備書の内容、前回の委員会及びその後に寄せられた質問・意見について、の事業者説明を予定しております。

委員の皆様には、専門的な見地から忌憚のない意見をいただきたい。

### 2 議事

（1）船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書の手続き状況について  
資料1により、環境影響評価手続きの状況について、事務局から前回委員会以降の状況について次のとおり説明が行われた。

#### （事務局）

準備書に係る住民等意見の提出期限が11月17日までであったが、意見がなかったことから、見解書の手続きが無くなり、知事意見の提出期限が平成27年3月11日に確定した。また、このことから、当委員会では来年2月までの間、審議いただくことを想定している。

#### （2）船橋市南部清掃工場建替事業に係る環境影響評価準備書の概要説明

事業者から、資料2により準備書の内容についての説明と、併せて資料3により前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者見解について説明の後に質疑が行われた。

#### ○質疑

#### （委員）

資料2のスライド57で、「圧迫感を軽減するため、長大な壁面が生じないよう～」とあるが、長大な壁面とは何を意味するのか。

#### （事業者）

ふなばし三番瀬海浜公園から工場を見た場合に、樹木の陰にならない部分まで工場棟建屋が伸びて壁面が見えると、圧迫感の影響が大きくなると思われるため、形状に配慮することで、長大な面が目の前に現れないようにしたいと考えている。

(委員)

既存建屋のような箱型のものが設置されるものと思っていたが、建屋の形状に工夫をする余地があるのか。

(事業者)

壁面に窓を入れたり、色彩を工夫するなどして、一様な壁が出来ることを避けて、三番瀬から見た際に圧迫感がないようにしたいと考えている。

(委員)

基本的に三番瀬の改変はなく状況に変化はないとのことであるので、今のところ指摘事項はない。話は少しそれるが、船橋市北部清掃工場の事業では屋上緑化の計画があったと聞いているが、南部清掃工場では計画はしていないのか。

屋上緑化といっても木を植えるようなものではなく、草原のような形を作り、生物の休めるような場所とすることは出来ないか。そうすれば、緑化計画にもプラスされ、良い事例となるのではないかと思う。屋上緑化について計画することが可能かどうか伺いたい。

(委員)

関連して、今後検討されることかと思うが、現在空き地になっている南側の部分に新たに工場を建設し、今度は北側の敷地が空き地になるが、有効利用について何か検討されているのか。

(事業者)

北側の土地については、利用について明確には決まっていない。潮干狩りの時期には三番瀬に多くの人を訪れるので、その際の臨時の駐車場としての利用については考えている。その他の利用については、計画中であり、今後考えて行きたい。

屋上緑化について、建物の上を緑化すると、土壌などの重量により梁等に問題が生じることが懸念される。低草木類での緑化について御意見をいただいているが、芝生を植えれば緑化と言えるのかといった観点もあり、回答は保留したい。

(委員)

屋上を庭園にして公開するようなイメージではなく、生物の休める場として見えない部分で活用出来ればと思ったものである。

(事業者)

北部清掃工場では、外部から見える形で屋上の緑化を進めているが、草木が枯れた際に排水溝が詰まったりしないか、枯葉等をどのように清掃するか、といった維持管理の点を懸念が生じており、南部清掃工場での屋上緑化については回答を保留したい。

必要な緑地率は北部清掃工場は24～5%だが、南部清掃工場は12%であり、南部清掃工場は周辺の緑地だけで達成している。緑地率を12%でとどめるつもりはないが、現地は廃棄物が埋められている土地であるため、雨水の地下浸透を防ぐために出来れば地表面をラッピングしたいと考えており、緑地は廃棄物の埋まっていない周辺部でと考えている。屋上緑化については、今後検討させていただきたい。

(委員)

前回委員会後にいくつか質問させていただいたが、丁寧に回答いただいていると思う。

土壌関係について、廃棄物層よりもその下の土壌層の方が数値が高くなっており、元々の土壌からの影響が大きいという結論だと思うが、この地山との表現は海底という意味か、それとも埋め立てに使用した浚渫土等を指しているのか。

(事業者)

後者を意味する。一度埋め立てが完了した土地を県企業庁から市が引き継ぎ、そこに穴を掘って廃棄物を埋めている。

(委員)

元々の海面の所まで、どこかから運んできた土砂等がかさ上げをした所に廃棄物が入っているということで良いか。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

持ってきた土を自然由来とする表現が正しいかは別として、何処かで発生された土壌に含まれているということか。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

資料3のNo.30の残土の量について、残土量は埋設廃棄物を含む量とのことだが、これは分けるのが難しいということか。

(事業者)

メーカーにヒアリングし、ゼネコンにも問い合わせた中で、残土量から埋設廃棄物の量を分けて算出することが可能か確認したが、発注前段階で細かく数値を勘案して算出することは難しいとの回答であった。

(委員)

資料3のNo.27で埋設廃棄物の処理方法について回答されているが、埋設廃棄物は産業廃棄物なのか、一般廃棄物なのか。

(事業者)

埋設廃棄物の処理については色々な判断ができる所であるため、現在市の内部でも確認しているところである。ただ、他市での埋設廃棄物の処理の事例では、産業廃棄物として処理した事例もある。

実際に、一般廃棄物として扱うとしても、産業廃棄物として扱うとしても、適正に処理を行う。

(委員)

準備書の中では建設の際の産業廃棄物の発生量や、供用時の廃棄物の発生量の推計はあるが、埋設廃棄物の量の記述は特にないということによいか。

(事業者)

現在は入っていない。

(委員)

入っていたほうが良いと思うが、可能かどうか御検討いただければと思う。

(委員)

人と自然との触れ合いの活動の場について、ふなばし三番瀬海浜公園は、基本的に現在の利用は潮干狩りの時期に集中しているということで、この時期が大丈夫であればその他の時期も大丈夫であるとの考えで調査をされていると思うが、海浜公園をこれから整備するなど、利用の状況が変わるという予測はあるか。

(事業者)

ふなばし三番瀬海浜公園については、震災によりプールが壊れて撤去されているが、現在、コンサルに委託を行い、環境学習の場を想定して今後整備をしていく予定があると聞いている。どのようなものを作るかは、まだ把握できていない。

(委員)

通年である程度の人があるものになるということか。

(事業者)

どういったものを作るかによると思うが、構想としてあげられているのは屋外キャンプ場といったものである。

(委員)

そこにアクセスする車両などが、競合するか等の検討がされていないので、時期的に利用が集中しなければ、影響がないと評価されるのか、

それとも、環境学習をするために複数の小中学生等が通年的に訪れる場所となると考えればよいのか。

(事業者)

現段階では、どのようなものが出来るかは分からない。今の状況からすると、新たな施設を作るような形ではなく、現状の施設を利用したものが作られるのではないかと思う。

(委員)

ということは、人の出入りが大きく変わることはないという予測だということでしょうか。

(事業者)

今のところは想定し難いことから、現状のままで考えている。

(委員)

資料 3 の中で、評価書策定の際は反映しますとの回答が多くみられるが、できれば、具体的にどのように修正するのか記載していただいた方が良いと思う。

修正すると記載されていても、どのように修正されるのか分からないので、どのように修正するのか示していただきたい。

(事業者)

御指摘の点については。次回からは留意し、分かりやすい形で記載することとしたい。

(委員)

資料2のスライド19について、「工事計画の検討により一時的な広範囲の裸地化を抑制し」とあるが、これは具体的にはどのような意味か。

(事業者)

一次的な広範囲の裸地化を抑制とは、裸地化部分を省スペースごとに区切って工事を進めて行く手法である。一次的に広範囲に裸地化して工事をすると、濁水が発生しやすくなるため、できるだけ裸地化する部分を少なくしながら工事を進めることで、濁水の発生を抑える考えである。

(委員)

今日の質疑はこれで終了とする。

・事業者退場

(委員長)

議事の(2)その他として、事務局から何かあるか。

(事務局)

次回の委員会の予定次は12月19日午後2時から、県庁大会議室で船橋市南部清掃工場建替工事に係る環境影響評価準備書について審議をお願いしたい。

また、本日の資料等について意見照会を欠席委員を含めた全ての委員の方々に照会文書を送付するので、よろしくをお願いしたい。

(委員長)

以上で、議事については終了とする。